

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 旭川厚生年金 事案395

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年1月1日まで  
昭和38年10月から39年4月末までA局のB部のC所（適用事業所名称は、D共済組合E支部）で勤務したが、当該事業所に入社してから3か月間の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、勤務開始時期は特定できないものの申立人が申立期間当時にA局のB部で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年11月1日であることが確認できる。

また、D共済組合E支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同日（昭和39年1月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していた同僚9人のうち、連絡の取れた3人は、厚生年金保険の資格取得日より前から勤務していた旨回答しており、このうち、一人の厚生年金保険の加入時期は、勤務開始時期から約9か月後となっている上、労働組合の元役員であった別の同僚（申立期間は、共済組合に加入）も、「採用後、臨時職員扱いの試用期間があり、その期間は厚生年金保険が掛けられていなかった。」と証言していることを踏まえれば、当時、申立事業所では、従業員について、勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

さらに、当該3人の同僚からは、厚生年金保険に未加入となっている期間（D共済組合E支部が適用事業所となる前の期間を含む。）において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言等も得られていない。

加えて、当該事業所は平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から33年5月1日まで

A社会保険事務所(当時)にB社の小劇場(映画館)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については、健康保険のみの適用であった旨の回答があり、C社会保険事務所(当時)でも同様の回答であった。同社の従業員で厚生年金保険に加入している人がいるのに、自分だけが加入していないことに納得ができない。給与明細書は保管していないが、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社に勤務していたと申し立てているが、健康保険厚生年金保険事業所名簿によれば、B社と同じ事業主による「D社」という健康保険のみの適用事業所が確認できるところ、D社に係る健康保険被保険者名簿には、申立人に係る健康保険の加入記録(昭和30年9月1日から33年5月1日まで)が確認できる。

また、同僚等の証言から当時、小劇場に勤務していたと考えられる従業員3人(このうち1人は劇場支配人)についても、D社における健康保険被保険者記録は確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は無く、このうち連絡の取れた同僚は、「私は、小劇場で働いたことがあるが、そこに配属されたときには、申立人は既に働いていた。」と証言している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険事業所名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和31年8月1日であり、同社の本部のE課に勤務していた元従業員は、「昭和31年8月にB社は、健康保険及び厚生年金保険の適用となった。同社で厚生年金保険と健康保険の加入の対象とな

る範囲は本部の社員のみで、小劇場等の現場社員は加入の対象ではなかった。」と証言しているところ、申立期間当時に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している15人（このうち女性は3人であり、従業員等の回答から事務員であったと考えられる。）のうち、連絡の取れた5人は同社本部の勤務であったと回答しており、また、当該5人の証言から他の9人についても本部の勤務であったものと考えられる。

これらを踏まえれば、申立期間当時、B社では、本部の従業員のみを健康保険及び厚生年金保険に加入させ、劇場、映画館等の現業に従事する従業員については、D社において健康保険のみに加入させる取扱いであったものと推認される。

また、連絡の取れた同僚からは、D社において健康保険のみの加入記録のある期間において、厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られない上、B社は平成14年10月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。